

第 3 3 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 平成30年 9月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「2018 9月10日開催の名古屋城天守閣木造化石垣部会会議録」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年10月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、2018年 9月10日開催特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣部会ワーキングまとめ（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年10月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、本件行政文書の内容については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 4号に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書及び追加弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 審査請求人は「重大、ばく大な費用をついやす事業なのに隠すのは合点いかない」と主張するが、後述するように「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」条例第 7条第 1項第 4号に該当し、非公開としたものである。審査請求人の主張は個人の見解にとどまるものであり、理由はない。
 - (2) 本件行政文書の根幹にある、歴史的な考察にたえられる各種資料（以下

「史資料」という。)を参考として、戦災による焼失前の名古屋城木造天守閣を復元する事業(以下「本件事業」という。)を実施するには、史資料を十分に調査・研究したうえで、文化財保護への知見が豊富な有識者の意見をふまえ、史実に忠実な設計内容とすることが求められる。

- (3) また、名古屋城跡は文化財である史跡の中でも特に重要な「特別史跡」に指定されるなど、国宝と同様の高い学術的価値を有している。なかでも長い年月の経過や戦災による被熱等によって劣化した天守台石垣及び内堀の地下に遺存する埋蔵文化財等の遺構の学術的価値は中心的なもので、これらに影響を与えることなく本件事業を実施することが必要である。
- (4) さらに、本件事業自体に意義があること及び木造復元天守閣が観光資源として有用である一方、現天守閣が戦災復興の象徴であり観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していることなどから、本件事業に対する市民の考えには賛否両論あつて、非常に高い関心を向けられている。
- (5) また、本件事業は、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保などの諸問題の解決を前提とした「史実に忠実な復元」をめざすものであるが、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、昇降等、移動困難な方への対応をいかに行うか、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討など、バリアフリーについても解決すべき課題を抱えている。
- (6) 以上のように、本件事業は市民からの高い関心があることにとどまらず、解決すべき種々の問題が存在し、高度な政治的判断を伴う事業である。
- (7) ところで、石垣部会ワーキングは、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会開催要綱第7条に基づくワーキンググループであり、関係者は、文化財保護等に対する専門的知見を有する有識者及び実施機関の職員である。
- (8) 本件事業は(6)のような性格を持つものであることから、関係者の具体的発言や意見について、いわれなき非難やあくまで参考として述べた意見に対して誤解が生じる可能性がある。このことにより、非難や誤解をおそれるほか、各々の立場に拘束されることを余儀なくされ、率直な意見を

述べなくなる可能性がある。

- (9) また、石垣部会ワーキングの意見交換は、多様かつ自由な意見のもと、円滑な議論・検討が行われる必要があるため、非公開を前提として実施されている。公開しない前提での意見が含まれているところでもあり、これらの情報を公開すれば、関係者との信頼関係が失われるほか、将来実施されるであろう同様の意見交換において、公開を前提として硬直的かつ形式的な議論しか展開されなくなってしまうおそれがある。
- (10) 加えて、上記のような状態が現実的に発生すれば、実施機関の本件事業の執行において、当該部会との調整等に本来であれば不要である時間、手間を要するようになるなど、実施機関の事務事業の適正な執行に影響があるものである。
- (11) 以上のことから、本件行政文書に記載されている石垣部会ワーキングの記録（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 4 号にいう非公開情報に該当する。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

重大、莫大な費用を費やす事業なのに隠すのは合点がいかない。率直な意見の交換ができないとは思えない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件事業については、実施機関が上記第 3 2 (2)から (6)までにおいて述べるとおりであり、本件行政文書は、本件事業に関して、実施機関が上記第 3 2 (9)において主張するような趣旨で、平成30年 9月10日に実施した石垣部会ワーキンググループ（以下「本件会議」という。）の記録である。

(2) 本件情報は、本件行政文書のうち、作成日及び件名を除く、関係者の発言内容をまとめた部分である。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 4号該当性について

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件事業及び本件行政文書の性質は上記 3のとおりであることから、本件情報は、本市における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、外部からの干渉、圧力等を受けて行政内部の率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件会議について公開は予定されておらず、関係者の率直かつ自由闊達な意見交換を通じて相互に理解を深めるための会議であったと認められる。本件会議が開催されることとなった経緯を踏まえれば、本件情報を公開すると、関係者がいわれなき非難を浴びることや誤解されるおそれがあることが想定され、関係者に対して委縮効果が生じうる。

イ その結果、関係者間の信頼関係が損なわれることとなり、今後行われるであろう同種の会議において、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な議論しか展開されず、関係者間の率直な意見の交換の妨げとなることが容易に予想される。

ウ また、本件事業の実施について必要となる手続き等を鑑みれば、本件事業の実現のためには関係者との調整が必要であるところ、関係者との率直な意見の交換が妨げられることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることも十分に予想される。

(4) したがって、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年11月16日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
平成31年 1月 7日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 2年 7月 2日	追加弁明書の受理
7月22日	審査請求人に、追加弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
12月25日 (第17回第 3小委員会)	調査審議
令和 3年 1月22日 (第18回第 3小委員会)	調査審議

同日 (第18回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
2月19日 (第19回第 3小委員会)	調査審議
3月19日 (第20回第 3小委員会)	調査審議
4月23日 (第21回第 3小委員会)	調査審議
5月28日 (第22回第 3小委員会)	調査審議
6月25日 (第23回第 3小委員会)	調査審議
7月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人